

我孫子市公園施設バリアフリー改修計画
(個別施設計画)

平成 31 年 3 月

我孫子市

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象施設	3
4. 計画の期間	3
第1章 施設の現状	4
1. 施設の優先順位の考え方	4
2. 施設の状態等	5
第2章 施設への対策	9
1. 対策の内容と実施時期及び対策費用	9

1. 計画の背景と目的

本市は、1955年（昭和30年）に2町1村が合併し我孫子町となり、1970年（昭和45年）に市制を施行し我孫子市となりました。

高度経済成長期には、東京のベッドタウンとして宅地開発が進行し、人口も急増しました。これに伴い、保育園や学校、道路などを次々と建設し、公共サービスの提供や市民生活の基盤づくりを行うとともににぎわいも生まれてきました。

しかしながら、これらの公共施設等は老朽化が進んでいることから、その安全確保のため、機能維持や建替えのための費用が増え続けることが見込まれています。

このような状況に対して、各地方公共団体は、国から「公共施設等総合管理計画」策定の要請を受け、本市では2016年（平成28年）6月に策定しました。その基本方針を踏まえた各施設の個別施設計画（インフラ長寿命化基本計画：2013年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定に基づく）を定めることにより、公共施設等の再編や安全確保と維持管理の取り組みを進めることとしています。

本計画は、市が管理する公園施設についての個別施設計画として、誰もが安心・安全に公園施設を利用できるよう、バリアフリー改修を行うために策定するものです。

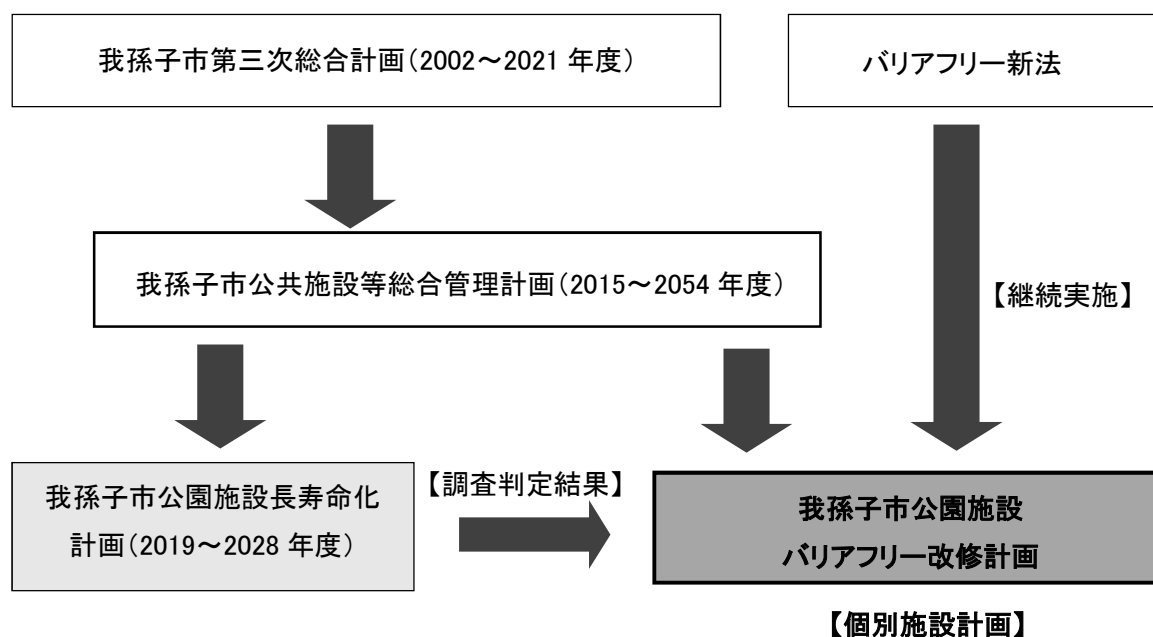
2. 計画の位置づけ

本市には219箇所（平成31年2月末現在）の公園が整備されており、平成22年度から国庫補助事業を活用して、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法という。）による「移動円滑化基準」に基づいた施設改修を実施してきました。

また、我孫子市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、特に利用者の多くが集まり、かつ、災害時の避難場所を含む近隣公園や地区公園、また、市外からも利用者が訪れる遊歩道など主要な10公園について、我孫子市公園施設長寿命化計画を平成28年度に策定し、その中でバリアフリー新法に基づく「移動円滑化基準」に基づいたバリアフリー化調査を実施しました。

これを受け、本計画は、今後のバリアフリー改修を継続的かつ効率的に実施していくうえでの個別施設計画として位置づけるものです。

■本計画と関連計画との関係イメージ



3. 計画の対象施設

本計画の対象施設は、我孫子市公園施設長寿命化計画で対象とした 10 公園（近隣公園6箇所、地区公園2箇所、特殊公園1箇所、緑道1箇所）とします。

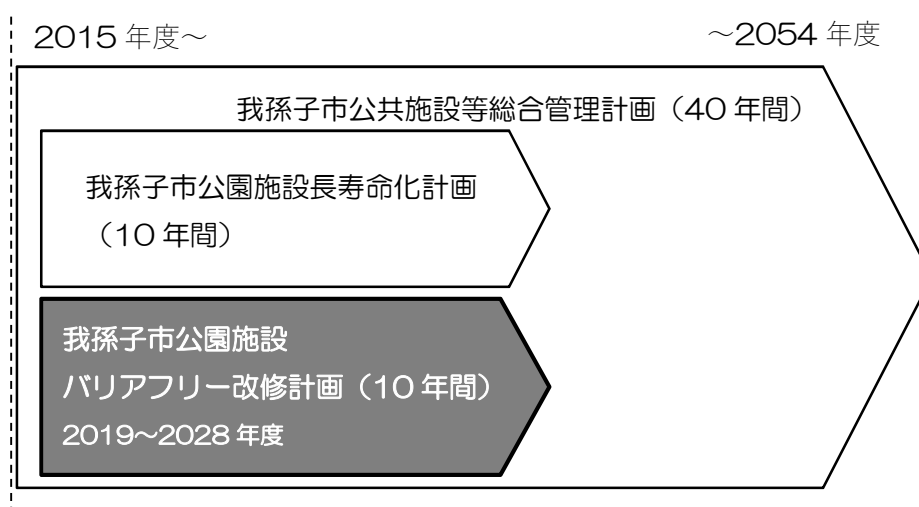
No.	公園名	公園種別	敷地総面積 (ha)	設置年月日
1	手賀沼公園	地区	4.16	S50.12.24
2	気象台記念公園	地区	4.30	H14.3.1
3	柴崎台中央公園	近隣	1.10	S61.3.31
4	天王台西公園	近隣	1.00	S54.8.1
5	湖北台4号公園	近隣	1.30	S50.12.24
6	宮ノ森公園	近隣	3.00	H4.1.1
7	布佐南公園	近隣	2.07	S62.10.1
8	中峠亀田谷公園	近隣	1.20	S57.1.1
9	五本松公園	特殊	4.80	S50.12.24
10	手賀沼遊歩道	緑道	5.45	S54.8.1

4. 計画の期間

本計画は 2019～2028 年度の 10 年間を計画期間とします。

これは、我孫子市公園施設長寿命化計画とも整合し、我孫子市公共施設等総合管理計画の計画期間 40 年間における現実的な公共施設の補修や改修計画を示す期間です。

なお、公共施設等総合管理計画の見直しや財政状況に応じて、適宜、本計画の見直しを行います。



第1章 施設の現状

1. 対策の優先順位の考え方

バリアフリー新法では、都市公園の一定の既存公園施設を移動円滑化基準に適合させる努力義務があり、同法施行令第三条に定められている特定公園施設（下記法令抜粋参照）についての改修を優先的に進める必要があります。

対象施設 10 公園のバリアフリーの状況は、我孫子市公園施設長寿命化計画策定の中で行ったバリアフリー化調査判定結果をもとに把握されており、そのうち、特にこれまでバリアフリー改修を実施していない「手賀沼公園」及び「布佐南公園」の改修が急がれます。

さらに、個々の公園における特定公園施設のバリアフリー改修箇所は、障害のある方だけでなく、高齢者の方をはじめ、多くの公園利用者が使用する園路を中心に改修を行うこととします。

なお、残りの8公園のバリアフリー改修については全部または一部のみ実施済みであり、今後、特定公園施設のバリアフリー状況や利用状況等を勘案したうえで、改修内容や実施時期について検討を進めていきます。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抜粋）

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

2. 施設の状態等

対象施設 10 公園のバリアフリー化調査は、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（下記参照）により基準への適合を判定しており、その結果を活用し特定公園施設の基準適合状況等を表にまとめました。（調査判定後に改修済みのものは除く。）

■チェックリストの例

建築物移動等円滑化基準チェックリスト		
公園名: 布佐南公園 公園施設種類: 便益施設 公園施設名: トイレ		
※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法施行令の該当条文		
○一般基準		
施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	×
階段 (第 12 条)	① 手すりを設けているか(踊場を除く)	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③段は識別しやすいものか	○
	④段はつまずきにくいものか	○
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	×
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	-
傾斜路 (第 13 条)	① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）	×
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	② 前後の廊下等と識別しやすいものか	×
	③ 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	×
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	×
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	×
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	×
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか（1以上）	×
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	○
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	-
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	-
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	-
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	-
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	-
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	-
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	-
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	-	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 ・自動車車庫に設ける場合
 ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ・自動車車庫に設ける場合
 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

■バリアフリー化調査判定結果に基づく特定公園施設の基準適合状況等まとめ

公園名	公園施設名	指摘事項
手賀沼公園	駐車場東側の便所	・オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。
	テニスコート南側の便所	・点状ブロック等の敷設がない。 ・水洗器具の便房が設けられていない。
	駐車場から屋根付広場に続く園路及び屋根付広場	・かたらいの広場付近の園路の舗装に亀裂、凹凸が見られることで、車いすによる通行が困難である。
	中心部の水飲場	・手すりが無い。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
	駐車場南側の水飲場	・手すりが無く、周辺の舗装に段差がある。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
气象台記念公園	駐車場側の水飲場	・手すりが無い。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
柴崎台中央公園	北側便所	・オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。 ・通路の表面が滑りやすい。 ・段差がある。 ・段がある部分に手すりの設置等、つまずきにくくする措置が施されていない。 ・標識が容易に識別できない。
	屋根付広場に続く園路	・一部の園路については、石畳の舗装となっており、車いす等の移動に適さない。
	南側水飲場	・手すりがなく、車いす等のスペースが確保されていない。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
	北側水飲場	・手すりが無い。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
湖北台4号公園	南西にある水飲場	・手すりが無い。 ・バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項

宮ノ森公園	中心部にある休憩所へ続く園路	<ul style="list-style-type: none"> 一部の園路については舗装がされておらず、スロープ等がない。
	北側水飲場	<ul style="list-style-type: none"> 手すりが無い。 バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
布佐南公園	西側の便所	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応のトイレではない。 設備までの経路に点状ブロックや音声誘導装置の設置がない。 通路において、車いすが転回可能な場所がない。 一定以上の踏幅、踊場の設置がない。
	西側入口から休憩所に続く園路	<ul style="list-style-type: none"> 石畳の舗装となっており、車いす等の移動に適さない。 一部、損傷が見られる。
	東側入口から休憩所に続く園路	<ul style="list-style-type: none"> 舗装に損傷が見られ、段差が生じている。
	西側水飲場	<ul style="list-style-type: none"> 手すりが無い。 バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
中峠亀田谷公園	中央の便所	<ul style="list-style-type: none"> 点状ブロック等の敷設がない。 オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。
	西側水飲場	<ul style="list-style-type: none"> 手すりが無い。 バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
五本松公園	駐車場脇便所	<ul style="list-style-type: none"> 点状ブロック等の敷設がない。 段がある部分に手すりの設置等、つまずきにくくする措置が施されていない。
	駐車場に続く園路	<ul style="list-style-type: none"> 一部の園路に亀裂が見られる。
	休憩所へ続く園路	<ul style="list-style-type: none"> 一部の園路に亀裂が見られる。
	駐車場から園内に続く階段	<ul style="list-style-type: none"> 一部スロープ等がない階段がある。
	休憩所に続く階段	<ul style="list-style-type: none"> 一部未舗装の園路があり、手すり、スロープ等がない。
	北東側水飲場	<ul style="list-style-type: none"> 手すりが無い。 バリアフリー型の水飲みでない。
公園名	公園施設名	指摘事項
手賀沼遊歩道	親水広場脇便所	<ul style="list-style-type: none"> 点状ブロック等の敷設がない。 車いす使用者用便房が設けられていない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。 ・段がある部分に手すりの設置等、つまずきにくくする措置が施されていない。 ・出入口の戸が、車いす利用者が通過しにくい。 ・通路幅が一定以上、確保されていない。
	滝下広場脇便所	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。 ・段がある部分に手すりの設置等、つまずきにくくする措置が施されていない。 ・標識が容易に識別できない。
	釣り堀脇便所	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用便房が設けられていない。 ・オストメイト対応の水洗器具の便房が設けられていない。 ・段がある部分に手すりの設置等、つまずきにくくする措置が施されていない。 ・出入口の戸が、車いす利用者が通過しにくい。
	西側水飲場	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりが無い。 ・バリアフリー型の水飲みでない。

第2章 施設への対策

1. 対策内容と実施時期及び対策費用

第1章で示した対策の優先順位の考え方と特定公園施設の基準適合状況等を踏まえ、対策の内容と実施時期及び対策費用を次のとおりとします。

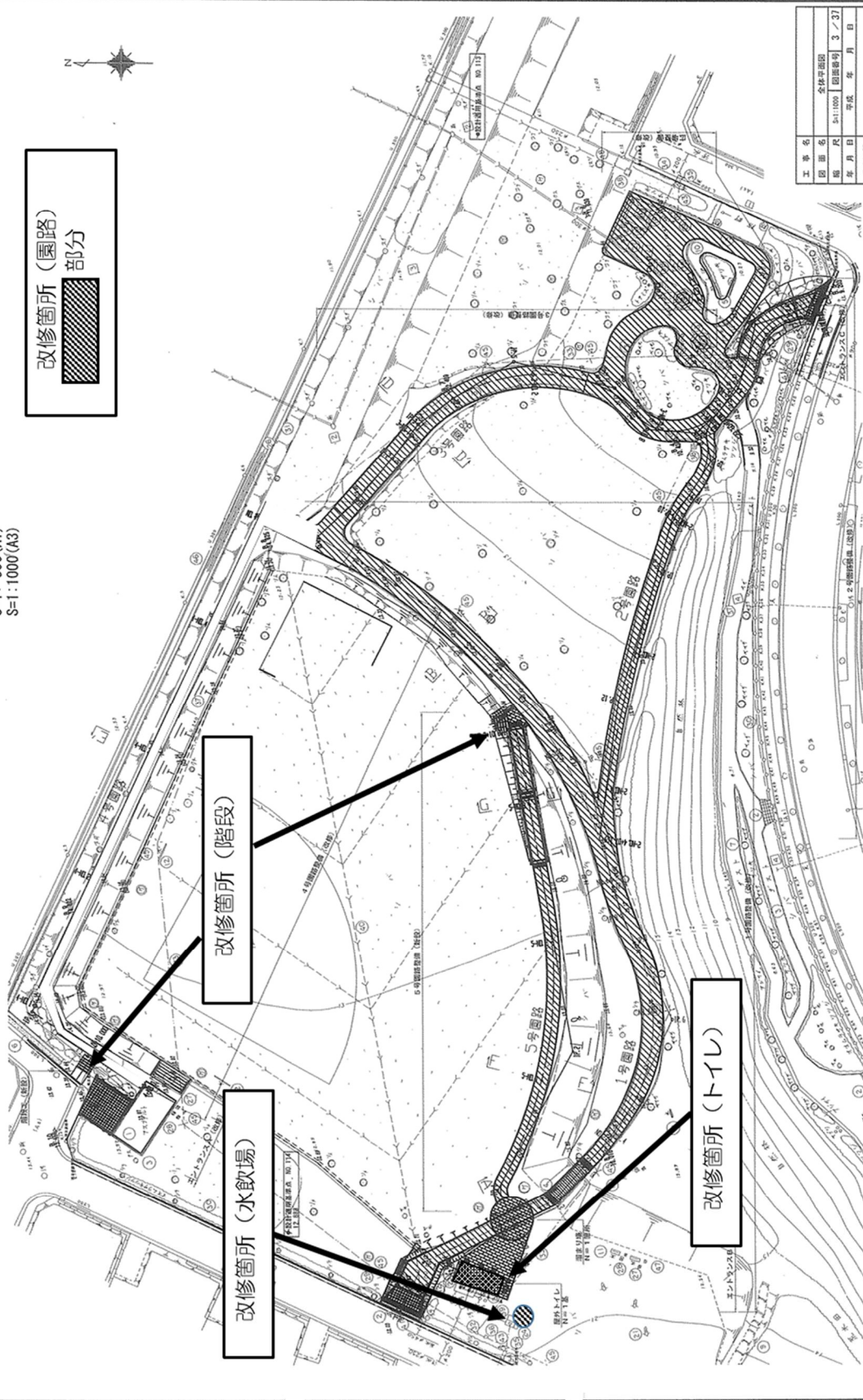
実施時期	実施内容	対策費用 (千円)	備考
2019年度	○布佐南公園バリアフリー整備（図面1参照）	39,987千円	合計 （概算）
	・整備工事費	(39,100千円)	内訳
	・資材価格調査業務委託	(387千円)	
	・トイレ新築工事監理業務委託	(500千円)	
2020年度	○手賀沼公園バリアフリー整備（図面2参照）	31,950千円	合計 （概算）
	・整備工事費	(31,450千円)	内訳
	・資材価格調査業務委託	(500千円)	
2021年度～ 2028年度	改修済みの天王台西公園を除く7公園の改修内容と実施時期について検討		

図面1 布佐南公園

全体平面図

S=1:500(A1)
S=1:1000(A3)

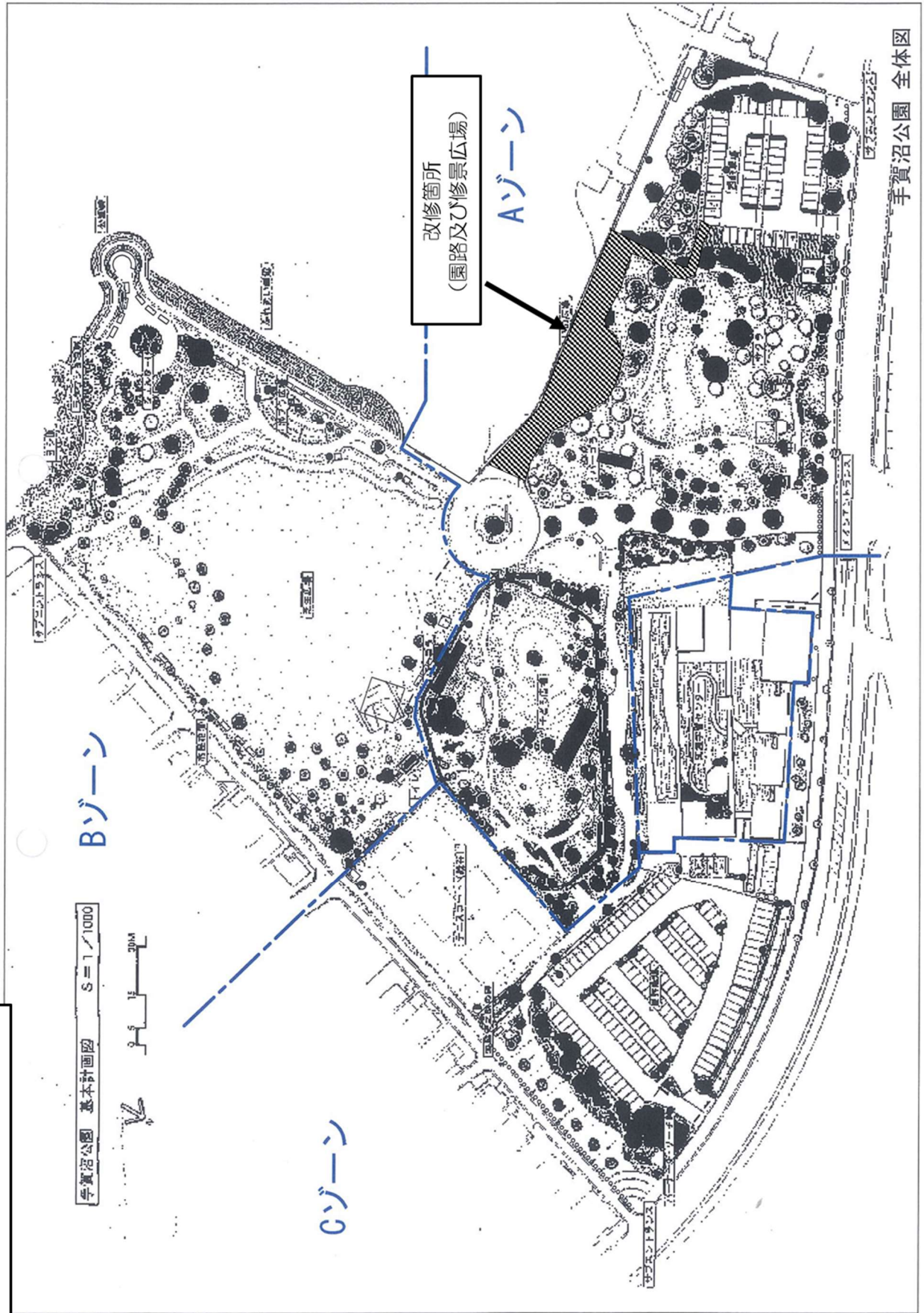
改修箇所（園路）部分



工事名	全体平面図
図名	5-11000 (図面番号) 3 / 37
年月日	平成 年 月 日
作成図	
発注者	新井子母 公園建設課

注1) 現地地形は地形図調査によるものでありますが、現地と異なる部分が生じる。現地と異なる部分が生じる。現地と異なる部分が生じる。
 注2) 公園の境界線は、地形図調査によるものでありますが、現地と異なる部分が生じる。現地と異なる部分が生じる。
 注3) 設計に用いた現地地形は、地形図調査によるものでありますが、現地と異なる部分が生じる。現地と異なる部分が生じる。

図面2 手賀沼公園



我孫子市公園施設バリアフリー改修計画
(個別施設計画)
平成31年3月

我孫子市都市部公園緑地課